

箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの の在り方と運用方法に関する調査研究業務仕様書

箕面市子ども成長見守りシステム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務については、以下のとおりの仕様とする。

業務（1）

1. 業務名

箕面市子ども成長見守りシステム（「以下、本システムという。」）構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務

2. 事業目的

子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、乳幼児期から小中学校、高校まで切れ目なく一人ひとりの子どもの支援を早期かつ効果的に行うため、各部局が把握している子どもの多様な情報を一元的に収集分析して、定期的に見守り判定を行う本システムを開発するとともに、本システムの運用の在り方について調査研究を行い、本システムを活用することで生じる社会保障費減少等の波及効果について推計を行う。

3. 履行期間

契約日の翌日から平成29年3月31日

4. 履行場所

市庁舎（箕面市西小路四丁目6番1号）等

5. 全体要件

（1）システム環境

- ①サーバ機は、自庁（本市上下水道局庁舎）オンプレミスとする。
- ②サーバ機は、定期的なバッチ、バックアップ、夜間、日次、週次、月次等の様々な運用が可能であり、自動運転等、職員負担が少なく、効率的なシステムであること。また、全てのバッチ処理は、自庁オンサイト方式とする。
- ③システム保守、運用は、自庁オンサイト方式とし、受託者法人所在地等からのリモート保守、運用は不可とする。
- ④クライアントは、原則、Webアプリケーションで処理をされ、特別なソフトをインストールすることなく、Internet ExplorerとAdobe Reader及びMicrosoft Officeによる運用ができること。また、初期導入時を除き、Administrator権限を必要とし

ないこと。

⑤各クライアントからアクセスできる共有フォルダーを作成すること。

⑥本システムは、本番環境とテスト環境を構築すること。

(2) システムセキュリティ

①本システムは、住民基本台帳情報を始めとした多くの個人情報を取り扱うため、システム利用者権限の設定等、個人情報保護が確立されていること。また、コンピューターウイルス対策として、外部媒体によるパターンファイル更新等の対策が講じられていること。なお、ソフトウェアの選定等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

②本システムは、アクセスログ及び操作ログを必ず記録すること。なお、ソフトウェアの選定等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

③本システムは、Windowsログインに生体認証を導入し、二要素認証とすること。

(3) システム開発

本システム開発、修正及び追加の作業については、他の自治体での豊富な知識と経験を有する業務に精通したSEが実施すること。また、当該SEは、本市職員に対し、システム全般について十分に説明する責任を負うこと。

(4) 調査研究業務

本システムの在り方と運用方法に関する実証研究チーム（仮称）に研究員として参加すること。（会議、視察等への参加を含む。）

(5) その他

①本システム構築において、当初の想定と実態に大きな齟齬、乖離のあることが明らかとなった場合は、速やかに抜本的な見直しや、構築の中止を視野に入れた協議を行うこと。

②本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

6. ハードウェア要件

(1) システム機器調達、設定等（セットアップを含む）

①機器調達

以下に指定する機器について調達すること。なお、本システムが安定稼働する機器を選定し、調達すること。

また、以下に示す機器以外にも、本システムの稼働に必要なミドルウェア・ネットワークシステムが安定稼働する機器を調達すること。

なお、本契約にて調達する機器については、同等以上の機能を有するものであれ

ば、異なる構成でも可とする。

◆本市サーバールーム内に設置

○サーバー（管理用のディスプレイを含む） 一式

○生体認証機器 1台

※最大クライアント10台までシステムが安定稼働すること。

（本システム構築業務及び本システムの在り方と運用方法に関する調査研究業務において提案するシステムの稼働に必要な設計とすること。）

○クライアント端末 1台

○生体認証機器 1台

◆市役所本庁舎に設置

○クライアント端末 2台

○生体認証機器 2台

○プリンタ（両面ユニット搭載） 1台

※A4片面印刷で30枚/分以上であること

※給紙ユニットの容量は750枚以上であること

○予備トナー（A4用紙、15,000枚分） 1台

○パソコンラック（プリンター設置可能タイプ） 1台

※サーバー及びクライアント端末は、全端末「OfficePro2016 アカデミックライセンス」がインストールされていること。

②機器設定

サーバー機を本市サーバールーム内に設置し、当該サーバー機と全クライアントをつなぐネットワーク設定をすること。（ただし、ネットワークの設定の一部は本市が別途契約して実施するため、委託者から払い出すIPアドレス等の設定をすること。）

(2) システムの稼働時間

本システムの稼働に必要な全機器は、データバックアップ、再起動等を除き24時間365日稼働すること。

(3) データの保護

データへのアクセスは、アクセスログを保持できること。また、サーバ内のデータについては、ハードディスク障害あるいは不慮の事故に対しデータが消失することがないように、ハードディスクのRAID5構成でバックアップをすること。

(4) ハードウェア稼働保守

全ハードウェアは、保守対応による6年以上の継続利用を担保すること。

7. ソフトウェア機能要件定義

(1) 要件定義

- ①マスター情報は、住民記録システムを基盤とすること。
 - データ連携時の留意事項として、外字対応すること。外字対応の方法は、本市職員が提供する EUDC.TTE ファイルを全クライアントに適用作業すること。
 - 連携タイミングは、住民記録システムのデータを同期する月例処理時とする。
- ②本システムは、0歳から18歳（高校卒業）まで、一元的に管理運用できること。
また、再転入や市内転居時にも一元的に管理、運用できること。
- ③任意のデータを条件抽出できる機能を有すること。
- ④漢字氏名、カタカナ氏名、生年月日、子どもの整理番号、世帯番号等で、検索できること。
- ⑤箕面市の住民記録システムのデータ、学齢簿のデータとの同期を毎月、図る設定とする。データの取込手段は、媒体を想定している。なお、インターフェースの定義については、委託書と協議した上、決定するものとする。
- ⑥関係部局から提供されたデータを一元的に収集分析して、年に2回（4月、10月）見守り判定を行うためのプログラムの作成及び管理システムを構築する。関係部局からのデータは（別紙3）のデータとする。
- ⑦平成26～28年度のすべてのデータを収集し、見守り判定すること。
- ⑧委託者が指摘した内容については、委託者と協議の上、修正を行う。
- ⑨個人のデータは、0歳から18歳（高校卒業）まで保存できることとし、19歳到達後一括してデータを削除できるものとする。
- ⑩クライアント機から、直接サーバー機のデータへの入出力を可能とし、汎用的なフォーマット（エクセル、CSV、ワード等）で取込や出力ができること。
- ⑪媒体による、業務処理データのバックアップ機能を有していること。

(2) 各業務機能要件

- ①各種データ（別紙3）を、年2回（4月、10月）、子ども一人ひとりのデータベースに格納すること。（子ども一人ひとりのデータベースを、最大18年分格納する。）
- ②各種データ（別紙3）を指数化し、経年の変化値を算定するなどして、自動で見守り1次判定ができること。ただし、見守り判定基準はパラメーター設定できること。
また、見守り最終判定を手動でできること。
- ③見守り対象者に対する対応情報を見守り対象者ごとに随時入力できること。
- ④データベースから、次のような帳票を出力できること。
 - 個人の全てのデータを一覧にして、それを18年間積み重ねていくような一覧表及びグラフ化したもの。
 - 個人の家族構成、ケース会議、支援計画、対応履歴などを記載する個人票。レイアウト変更ができること。

- 見守り対象者への全対応履歴を一覧表にしたもの。
- 箕面学力・体力・生活状況総合調査の結果と各種施策情報との相関性をあらわすものを一覧表にし、グラフ化及び散布図にしたもの。(最低5パターン出力できるようにすること。)
- その他、委託者が必要と判断するもの。

8. 本システムの稼働開始時期

平成29年1月1日付の稼働開始を想定している。ただし、箕面市教育委員会と協議のうえ、一部の機能については、履行期間内に段階的に納品することができる。

なお、システム稼働開始前に設計書、マニュアル(利用者向け、管理者向け)等、システムの稼働に必要なドキュメントを作成し、本市職員へ研修を実施すること。

9. 成果物(調査研究報告書の作成)

- (1) 成果物の種類 調査研究報告書100部(1部あたり100ページ、一部カラーとすること) 同内容をデータ化したDVD2枚
- (2) 納入先 箕面市教育委員会 子ども未来創造局 子ども成長見守り室
- (3) 内容
 - ①子どもの成長並びに家庭環境等の変化を定期的に追跡・分析(見守り判定を含む)する本システムの構築業務と本システムの運用の在り方についての調査研究業務。
 - ②本システムで出力される見守り判定に応じて、子どもや家庭が抱える課題に早期かつ適切に対応することで生じる子どもの成長や家庭環境に与える良い影響、貧困の世代間連鎖の予防に資する効果、社会保障費減少等波及効果についての調査研究業務。
- (4) 納入期限 平成29年3月10日(金)
- (5) 調査研究報告書の内容について委託者に対して説明を行う。
- (6) 委託者が指摘した内容については、委託者と協議の上、修正を行う。

業務（２）

1. 業務名

箕面市子ども成長見守りシステムの保守業務

2. 履行期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

※ただし、業務（１）の導入状況により箕面市教育委員会と協議のうえ履行期間を変更することがある。平成29年3月31日までの保守については、業務（１）の範囲内で対応すること。

3. 履行場所

市庁舎（箕面市西小路4丁目6番1号）等

4. 業務内容

- （１）箕面市子ども成長見守りシステム及びハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの円滑な運用を維持するために必要な一切の作業をおこなう。

【機器保守内容】

○サーバ

月～金の8:30～17:30の間、当日出張修理対応が可能であること。また、電話対応については可能な限り24時間体制で対応することとし、月～金の22:00までは対応すること。

○クライアント端末、プリンタ

月～金の8:30～17:30の間、翌営業日の出張修理対応が可能であること。定期交換部品の部品代も保守費に含むこと。

※ネットワーク機器・その他付属機器等の保守については、別途箕面市教育委員会と協議すること。

- （２）システムの運用支援として、年2回（4月と10月）実施する関係部局のデータ名寄せ処理には、必ずSEの派遣対応を行うこと。
- （３）適宜発生する事象などに関する電話相談対応、必要に応じたSEの派遣対応などを行うこと。契約期間中に行われる法改正に対応するためのシステムの改修については、可能な限り本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。なお、別途経費が発生する場合は、その理由を具体的に示すとともに、積算根拠を可能な限り詳細に示すこと。
- （４）重要障害発生時は、可能な限り早急に問題の解決に努めることとし、遅くとも本市担当者の連絡があつてから24時間以内には問題を解決又は代替措置による運用が可能な状態とすること。
- （５）重要障害発生時の対応方針や対応人員をあらかじめ明確にし、責任者を事前に報告すること。

5. 長期継続契約

箕面市子ども成長見守りシステムの保守業務については箕面市長期継続契約に関する条例（平成21年箕面市条例第44号）に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

業務（１）（２）共通事項

1. 個人情報の保護

- （１）JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム—要求事項）に準拠した個人情報の適切な取り扱いを実施すること。
- （２）業務で取り扱う個人データは、箕面市個人情報保護条例を遵守すること。

2. 不測の事態への対応

- （１）事業者は、不測の事態が生じた場合、直ちに箕面市教育委員会に報告しなければならない。
業務遂行に問題が生じる可能性のある場合も同様とし、箕面市教育委員会と協議の上、対処する。
- （２）事業者は、不測の事態に対処するための管理体制を整えておかなければならない。
- （３）非常変災等による日程の変更が生じた場合等については、箕面市教育委員会から事業者に連絡する。また、協議の上、事業日程等の変更を行う。

3. 損害賠償

事業者は、業務の履行に伴い、本市もしくは第三者に損害を与えた場合は、損害賠償に応じること。

4. 留意事項

- （１）事業者は、本契約に関して箕面市教育委員会が開示した情報等（公知の情報等を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に箕面市教育委員会に承認を得ること。
- （２）納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権並びにノウハウ（営業秘密）は箕面市教育委員会に帰属し、箕面市教育委員会が独占的に使用するものとする。ただし、事業者は、納入成果物に関し、著作権若しくはノウハウ（営業秘密）を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、箕面市教育委員会と別途協議するものとする。
なお、事業者は箕面市教育委員会に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- （３）納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、箕面市教育委員会が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事業者は当該契約等の内容について事前に箕面市教育委員会の承認を得ることとし、箕面市教育委員会は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら箕面市教育委員会の責めに帰する場合を除き、事業者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、箕面市教育委員会は係る紛争等の事実を知ったときは、事業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を事業者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

5. その他

本システム導入5年後に想定している機器更新に伴うシステム及びデータ移行にかかる経費についても、本入札において別途提出させる見積書（様式20）記載の金額を上限とし、当該業務に係る契約締結時に協議するものとする。

また、本システムを再更新する際、他社のシステムを導入する場合に必要な本システムからのデータの抽出に係る費用は、本入札において別途提出させる見積書（様式20）記載の金額を上限とし、当該抽出業務に係る契約締結時に協議するものとする。

なお、再更新する際引き続き同一社のシステムを導入する場合には、当該経費は支払わないものとする。

6. 補則

本仕様で定めのない事項については事業者と箕面市教育委員会が協議の上、決定する。